



税と地域の情報誌

SHINJUKU

3

2022
vol.218

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



新連載
防災

会社の防災対策を考える①
加速する気候変動



小冊子 「印紙税調査の受け方・備え方」
プレゼント 「源泉所得税調査の受け方・備え方」

QRコードからお申し込み可能です



公益社団法人 **新宿法人会**

CONTENTS

令和3年度 中学生の「税についての作文」入賞作

小学6年生の「税に関する標語」
優秀作品ご紹介…………… 3

行動する法人会
令和4年度税制改正に関する提言…………… 4

令和4年度 税制改正大綱
法人会の税制改正提言…………… 5~6

新連載 会社の防災対策を考える①
加速する気候変動…………… 7

連載 税金なんでも Q&A Vol.39
電子取引データの電子保存が2年間
有罪されたことについて教えてください…………… 8

税務署だより
令和3年分確定申告のご案内／
消費税のインボイス制度登録申請受付中！…………… 9

都税事務所からのお知らせ
eLTAX電子納税が大変便利／自動車の移転手続・
廃車手続／4月から固定資産税における土地・
家屋の価格などがご覧になれます(23区内)…………… 10

チラシ同封サービス会員支援特別企画!!…………… 11

法人会通信
インボイス制度説明会／
電子帳簿保存法改正セミナー…………… 11

法人会活動
女性部会主催 新宿税務署副署長 特別講演会
「査察調査の現状～令和2年度の概要など～」…………… 12

東法連 特定退職金共済制度のご案内…………… 12

新入会員紹介／小冊子プレゼント…………… 13

3月・4月法人会イベント／
おすすめ本／珈琲たいむ…………… 14



新宿の街の風景 13

— 都電荒川線「面影橋」駅 周辺の桜並木 —

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)

1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。
1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。

令和3年度 中学生の

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共同で実施している
中学生の「税についての作文」に、
令和3年度は7校352編の作文が寄せられ、厳選なる選考の
結果、掲載の11編が入賞されました。

「新宿法人会会長賞」には、
西新宿中学校3年生中田美優さんが受賞されました。



令和3年12月9日(木)にBiz新宿にて、中学生の「税についての作文」
表彰式が行われました。前列右から3番目が中田美優さん

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
社会を支える税 一僕の体験を通してー 新宿区立 落合中学校 三学年 竹内 素久さん

新宿税務署長賞
税を知る ————— 新宿区立 落合中学校 三学年 星野 瑞季さん
未来へつなぐ優しさと愛の宝 私立 目白研心中学校 三学年 伊集 誠悟さん

新宿都税事務所長賞
税金を支える私たちの生活 新宿区立 西新宿中学校 三学年 二ノ方 怜さん

新宿区長賞
税が与えてくれる恩恵 ——— 新宿区立 新宿中学校 三学年 馬場 香吏奈さん

新宿納税貯蓄組合連合会 会長賞
面白い税 ————— 新宿区立 落合第二中学校 三学年 上野 神楽さん

東京税理士会新宿支部 支部長賞
税の目的を知る ————— 新宿区立 落合中学校 三学年 唐澤 柊摩さん

一般社団法人新宿青色申告会 会長賞
税金のお蔭で ————— 私立 目白研心中学校 三学年 大須賀 蓮愛奈さん

公益社団法人 新宿法人会 会長賞
先人からのバトン ————— 新宿区立 西新宿中学校 三学年 中田 美優さん

新宿間税会 会長賞
消費税は何のためにあるのか 新宿区立 落合第二中学校 三学年 島田 あおいさん

新宿酒販懇和会 会長賞
税金の使い道 ————— 新宿区立 新宿中学校 三学年 田中 歆奈さん



「税についての作文」入賞作

「先人からのバトン」

新宿区立西新宿中学校 三学年

中田 美優

私は今まで「税」といえば、「両親が稼いだお金から強制的に取られてしまう嫌なもの」というマイナスのイメージを持っていました。でもそれは税を正しく理解出来ていなかったのです。税金にはどのような種類のものがあって、どのように使われているかを学び、今までの自分の考えが恥ずかしくなりました。

朝起きて顔を洗っているその水の整備も学校へ通うその舗装されたきれいな道や信号も、学校の黒板、机、椅子、教科書も、無料で本が借りられる公立の図書館も、緊急時に頼れる存在の警察や消防も私が当たり前に思い、誰がお金を出しているのかなんて考えたこともなかった様々なことやものが税金で賄われていたのです。

私は税金の使い道に興味がわきもつと知りたくなりました。私達国民から集められたお金はどこへいくのでしょうか。令和三年度の国の予算を調べてみると、歳出総額一〇六・六兆円のうち、三三・六パーセントが社会保障関係費、二二・三パーセントが国債費、五・七パーセントが公共事業関係費、五・一パーセントが文教及び科学振興費に割り当てられています。

ることが分かります。昭和四十年の歳出と比べてみると気になる点が二つあります。

一つ目は、社会保障関係費が昭和四〇年のおよそ二・四倍にふくらんでいる点、二つ目は、昭和四〇年にはわずか〇・六パーセントだった国債費が二二・三パーセントまで増加している点です。社会保障関係費の内訳を調べてみると、医療費や介護給付金、年金給付に約七十九パーセントも使われていることが分かります。日本は他国と比べ高齢化が進んでおり、それに伴い社会保障の費用が増え、保険料だけでは現役世代に負担が集中してしまつたため、税金や借金を充てているのです。現役世代が働いて保険料を支払い、高齢者世代を支えている今の日本の年金の方式では、今後少子高齢化が進むにつれ、さらに厳しい状況になるのは火を見るより明らかです。ではどうしたら良いのでしょうか。この問題は急ぎで国民みんなで考えなければいけません。

このように税は私達が健康で文化的な生活を送るために必要不可欠なものでした。私は知れば知るほど税について学ぶことが楽しくなり、自分が暮らすこの社会について考えることも多くなりました。税のイメージも一八〇度変わり、今の生活に当たり前のことは一つもなく、先人が考えてくれた社会の仕組みの上に成り立っていることがよく分かっただけでなく、私も先人からのそのバトンを受け継ぎ、大人になつたらしっかり納税し、社会に貢献したいと強く思うようになりました。



小学6年生の「税に関する標語」 優秀作品のご紹介

新宿税務署管内16小学校の6年生を対象に「税に関する標語」(主催:新宿間税会)を募集し、16校553編のご応募がありました。掲載の19編が優秀作品として選ばれ、昨年11月に新宿区役所へ展示され、その後新宿税務署長から入賞者へ表彰状が贈られました。

入選

新宿税務署長賞入選

ぼくたちの暮らしを支える みんなの税

新宿区立 落合第三小学校
八百板 祥麻さん

入選

全国間税会総連合会入選

税金は 未来をつくる 宝物

新宿区立 天神小学校
赤坂 咲来さん

入選

東京国税局間税会連合会入選

この町で みんなに役立つ ぼくの税

新宿区立 戸塚第一小学校
直海 陽向さん

金賞

納めよう 未来を支える みんなの税

新宿区立 落合第二小学校 吉沢 芽衣さん

銀賞

税金は よいまちづくりの 第一歩

新宿区立 戸塚第二小学校 濱谷 美咲さん

私の税 社会をかえる 大きな力

新宿区立 戸塚第三小学校 小林 南果さん

納めよう 未来を変える 税金を

新宿区立 西戸山小学校 柴田 孔貴さん

銅賞

税金は 世界を変える 可能性

新宿区立 大久保小学校 竹田 夕月妃さん

みんなの税 一つ一つに 意味がある

新宿区立 戸塚第二小学校 佐藤 灯さん

この国は みんなの税で 支えてる

新宿区立 落合第四小学校 川崎 瑛斗さん

安全な 笑顔の街を 税金で

新宿区立 西新宿小学校 北林 咲恵さん

美しい 未来のために 消費税

新宿区立 落合第六小学校 坂田 翠さん

税金で 社会支える 私たち

新宿区立 淀橋第四小学校 長嶺 珊瑚さん

佳作

しあわせな 未来を作ろう その税で

新宿区立 落合第二小学校 山崎 元気さん

税金は 未来につなぐ あの笑顔

新宿区立 戸塚第一小学校 富田 明良さん

税金で 国を支える わたしたち

新宿区立 落合第三小学校 笛木 流輝さん

税金で 未来を創る わたしたち

新宿区立 西戸山小学校 戸田 柊音さん

人々を 笑顔にできる みんなの税

新宿区立 落合第四小学校 星野 芽衣さん

税金で みんなの未来を 幸せに

新宿区立 淀橋第四小学校 稲川 水紀さん

行動する 法人会

令和4年度税制改正に関する提言

全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

立憲民主党

財務金融部会 税制改正要望ヒアリング

▶ 11月26日

財務金融部会長
牧山ひろえ氏 他



自民党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業関係）

▶ 11月25日

財政・金融・
証券関係団体
委員長

古川 康氏 他



国民民主党

税制調査会 税制改正要望ヒアリング

▶ 12月3日

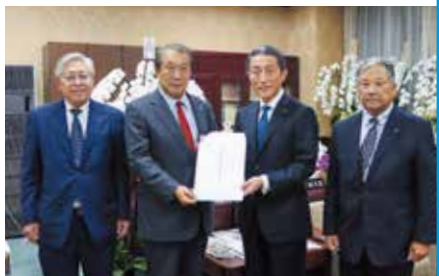
税制調査会長
大塚 耕平氏 他



財務省

▶ 11月9日

財務副大臣
大家 敏志氏



右から 田中税制副委員長、大家副大臣、
飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 ▶ 12月13日

長官
大鹿 行宏氏
次長
重藤 哲郎氏
課税部長
星屋 和彦氏



左奥から 星屋課税部長、大鹿国税庁長官、重藤次長
右奥から 飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

▶ 10月20日

自治税務局長
稲岡 伸哉氏

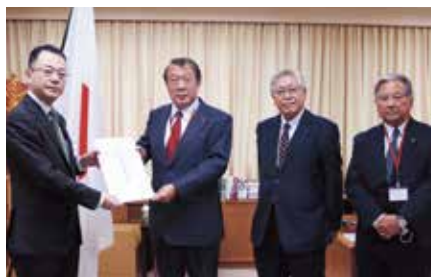


右から 稲岡自治税務局長、飯野税制委員長、
田中税制副委員長、松崎専務理事

中小企業庁

▶ 10月20日

長官
角野 然生氏
事業環境部長
飯田 健太氏



左から 角野中小企業庁長官、飯野税制委員長、
松崎専務理事、田中税制副委員長

令和4年度

税制改正大綱

法人会の税制改正提言

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の^{ゆうじょ}宥恕措置、
「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - ②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
 - ③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入でき

ないこととなります。

- ①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- ②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期間を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH 水準省エネ住宅			
令和4年 ・5年	4,500 万円	0.7%	13 年
令和6年 ・7年	3,500 万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年 ・5年	4,000 万円	0.7%	13 年
令和6年 ・7年	3,000 万円		

※ ZEH とは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2 年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

① 完全子法人株式等に係る配当等

② 配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式

保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができますようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、次記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000 万円
上記以外の住宅用家屋	500 万円

事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958
FAX : 03-5363-5449
H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

気候変動から引き起こされる災害に対する準備は、会社にとっては最重要課題です。
今月号より5回に渡って「会社の防災対策を考える」を連載いたします。



加速する気候変動

変化する災害対策

異常気象により災害の発生が多くなっているのでは？

線状降水帯を予報する新たな技術や、民間サービスを活用して一般市民へ情報伝達する取組、避難の開始をわかりやすく伝えるために新たに施行された法律等、災害対策は同じではなく常に変化が求められます。

栗山 章 kuriyama akira

アールシーソリューション株式会社

2002年会社設立、代表取締役就任。
2006年から防災事業に取り組む。
新宿法人会 西新宿第5支部長

昨年5月、避難情報に関するガイドラインが改定されました。これに合わせて気象庁が発表する防災気象情報も整理され、今までよりもわかりやすく避難行動の判断ができるようになりました。例えば、「大雨警報」は「警戒レベル3相当」に該当し、自治体は「警戒レベル3 高齢者等避難」を呼びかけます。さらに「警戒レベル4 避難指示」では、危険な場所から全員避難です。警報発表のたびに避難を呼びかけられたら堪らないと思わないでください。天気予報やテレビのテロップで警報を目にする機会があるので多いように感じるかもしれませんが、地域を限れば年に数回しかありません。事前にハザードマップを確認し、危険な場所であれば自宅に留まることも選択肢のひとつです。

気象庁では予報の精度を高め、線状降水帯による大雨や台風の進路を発表するようになりました。雨による災害はこれまで以上に事前に想定できるように

なり、災害が起きる前にできることがあります。今から2年半前、2019年10月の台風19号上陸の時、首都圏の多くの自治体で防災放送により避難が呼びかけられたことをご記憶の方も多いと思います。この時は週末で休日だった企業は、平日であればどうしていたでしょうか。おそらく、社員の出勤を見合わせたと思いますが、新宿に大雨警報が発表されたのは朝早く、解除されたのは夜中過ぎです。出勤の判断は社員に任せないと間に合いません。ルールが必要です。

大切な仕事が控えていても延期して、社員を自宅に留まらせることも災害対策です。まだ**BCP**を準備していなくても、一旦、災害対策を見直してみることをお勧めします。

ポイント

1 避難情報は警戒レベルと合わせてわかりやすく発表される

2 気象予報の精度が上がり雨による災害を想定しやすくなった

3 災害が想定される場合の出勤ルールを決めておく

用語解説

線状降水帯 複数の積乱雲がほぼ同じ場所を通過・停滞し発生する、線状に伸びる雨域。

BCP 事業継続計画。企業が緊急事態に事業を継続・早期復旧するための計画。

5段階の警戒レベルと防災気象情報					
警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報	氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める		早期注意情報 (警報級の可能性)		



◀詳しくは気象庁ホームページよりご確認ください



5月号予告



次回：会社の防災対策を考える②
「コロナ禍で明らかに一会社継続への備え」



新宿法人会オリジナル
「会社に役立つ防災マップ」製作中!!

税金

なんでも

Q&A

事業主の方、企業等の経理に携わっている
方々からの相談が多い事例を中心に、
税理士の山本高志先生がズバリお答えします。

vol.39

電子取引データの電子保存が 2年間^{ゆうじょ}宥恕されたこと について教えてください

東京税理士会
新宿支部 副支部長 税理士 山本 高志

Yamamoto
Takashi

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「新宿の鼠」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL : 03-5989-1846 FAX : 03-5989-1847



Q 令和4年1月施行の改正電子帳簿保存法における電子取引データの電子保存義務化が2年間^{ゆうじょ}宥恕されるということですが、どういうことでしょうか？

A 電子帳簿保存法10条の、「所得税及び法人税に係る保存義務者は、(略)当該電子取引の取引情報に係る電磁的取引を保存しなければならない。ただし、(略)当該電子記録を出力することにより作成した書面(略)を保存する場合は、この限りではない。」旨の規定について、令和4年1月以降「出力書面等の保存をもって当該電磁記録に代えることができる措置は、廃止する」ことになっていました。

これについて、令和4年度税制改正大綱で2年間の宥恕措置が盛り込まれ、やむを得ない事情がある場合には事前申請等する必要なく従前どおりに書面での保存が認められることになりました。

Q 宥恕措置が認められる「やむを得ない事情」には、どのようなものが含まれるのでしょうか？

A 「電磁的記録の保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないと言い難いような事情を含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情がある場合」とされています。

Q 「事前申請等する必要なく」というのは、具体的にはどういうことでしょうか？

A 税務調査等の際に、税務職員に対して「社内のワークフロー整備が間に合わなかった」、「現時点では未整備だが、今後保存に係るシステムを整備する意向は有している」等を口頭で回答し、電子取引データ

につき保存した出力書面を提示・提出できるようにしていればよいということです。

Q 宥恕措置がとられた趣旨はどういうことでしょうか？

A クラウドサービスを開発・運営するfreee(株)が昨年12月に公表した電帳法改正に関するインターネット調査結果では、改正自体の認知度は施行1か月前でも半数以下で、電子取引データの書面保存廃止の認知度も全体で3割に満たない状況と、企業規模を問わず認知不足による準備未対応が浮き彫りになりました。

このように中小企業者の制度に関する認知が十分に進んでおらず、大企業でも対応未完了の事業者が多数存在すると判断され宥恕措置が講じられました。

Q 今後、留意すべきことはありますか？

A 宥恕期間終了後の令和6年1月からは電子取引データの出力書面等による保存措置が廃止され、保存要件に従った電子データの保存がない場合、支出した費用の経費計上や、仕入れに係る消費税の仕入税額控除が否認されたり、青色申告承認の取消し処分などの不利益を受ける恐れがあり、システム整備等の準備が必要です。

国税庁のホームページには、要件を満たし認証を受けた市販ソフトウェアの一覧、法人及び個人事業者における電子データ改ざん防止のための事務処理規程のサンプル等が公表されていますので参考にしてください。

令和3年分

確定申告

～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避けて

さあ、**おうちで** **スマホでe-Tax**



PCでもできます



既に**80%以上**の方が
確定申告会場に行かずに
申告をしています。

密を作らない

確定申告会場への**入場**には
整理券が必要です

(※申告書等の提出のみの場合は不要です。)

▶ 各会場で当日配付

▶ **LINE**から事前発行

来場される場合はお早めにお越しください。

※感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。

国税庁動画チャンネル **NTA**.ch

申告書の作成手順は
国税庁の動画サイトを
ご参照ください



税務職員 ふたば

確定申告に関する疑問は
AIチャットボットの
ふたばにご相談ください

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告

検索

申告・納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和4年 **3月15日(火)**まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和4年 **3月31日(木)**まで

税務署

リサイクル推進

この用紙は、環境にやさしく作られています。

事業者の方へ

国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください!!



✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと
質問に回答していくことで申請が可能です。

✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを
解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答
も行ってまいります。

説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・イン
ボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりた
い方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」を
ご覧ください。

特設サイトへ▶



eLTAX電子納税が大変便利です ～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

- **ダイレクト納付が実現!!**  税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。

- **全国の自治体に一括電子納税!!**

- 取扱税目**
- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
 - 事業所税
 - 個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
 - 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>



自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

- ◆ **問い合わせ先：東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066**
平日午前9時～午後5時（土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。）

4月から

固定資産税における土地・ 家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

縦 覧 期 間	令和4年4月1日（金）から6月30日（木）まで（土・日・休日を除く。）
縦 覧 時 間	午前8時30分から午後5時まで
縦 覧 場 所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦 覧 できる方	令和4年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦 覧 できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）
必 要 書 類	納税者本人であることを証明できるもの ※詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

※納税通知書は6月1日（水）に発送予定です。

- ◆ **問い合わせ先：（新宿区に所在する土地・家屋について）**
東京都新宿都税事務所 03-3369-7151



主税局HP
縦覧について



主税局HP
本人確認方法
について



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）
新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）



主税局公式 Twitter は、
こちらからどうぞ！



会員限定

3,000社へ
ダイレクトに
PR!

チラシ同封サービス 会員支援 特別企画!!

新型コロナウイルスの影響で売上が減少する会員企業が多い中、当会では、**会員支援策として会員企業**
約3,000社の経営者や従業員にダイレクトにPRできる「チラシ同封サービス」を行っています。令和2年8月より
実施した会員支援特別割引は大好評のため、**期間を再延長**いたします。是非、この機会にお試ください!

封入料金

1回 **10,000円** (税込)

追加1枚 **3,000円** (税込)

※特別企画につき回数割引はありません

封入条件

(公社)新宿法人会の会員で、当会ホームページに掲載の
「同封チラシに関する一般ガイドライン」に同意された方
※同封チラシガイドラインに従って封入をお断りする場合があります

封入枚数

1回あたり1社2枚まで(A4サイズ以下)
ただし、見開きA3サイズはA4サイズ2枚とみなします



お申込みからチラシ納入までの流れ

希望される同封チラシ(見本でも
可)をメールまたは郵送で法人会
事務局に送付

同封チラシガイドラインなどに
従って審査及び結果連絡
※審査には1~3営業日かかります

封入希望月の前月20日頃まで
に、当会指定先へ印刷したチラシ
(3,000部)をお送りください

▶**発送時期** 奇数月の1日~7日頃に広報誌 **SHINJUKU** とともにポスティングによる配送

▶**対象期間** 令和5年3月号まで

お申込み・お問合せ

(公社)新宿法人会 事務局 ☎ 03-3371-3821 ✉ info@shinjuku-hojinkai.or.jp

法人会だより

インボイス制度説明会

講師

新宿税務署 法人課税第2部門
上席調査官 佐々木 一訓氏

開催日時: 11月12日(金)、26日(金)、
12月8日(水)、1月17日(月)
14:00 ~ 15:00

会場: 新宿法人会館 3階会議室

参加人数: 253名(内オンライン受講 220名)



参加者全員がマスク着用・アルコール消毒の後、ソーシャル
ディスタンスを保って座り、徹底した感染防止対策の中、イン
ボイス制度説明会が開催されました。また、会場に来られ
ない方の為、YouTubeでのアーカイブ配信も行いました。

第一部として、「インボイスとはなにか?」「何が変わり、
どう対応するのか?」をご説明いただきました。

第二部として、質疑応答の時間を設けました。

第二部は現地受講者のみの対応となりましたが、受講
者の約半数が熱心に質問されており、インボイス制度に
対する関心の高さがうかがえました。

研修会は滞りなく終了し、現地受講者・オンライン受講
者共に「わかりやすかった」「インボイス制度を理解する
ファーストステップになった」等、好評でした。

電子帳簿保存法改正セミナー

講師

東京税理士会新宿支部 税理士
牧野 義博氏

開催日時: 12月15日(水)
14:00 ~ 16:00

会場: 新宿法人会館 3階会議室

参加人数: 248名(内オンライン受講 201名)



電子帳簿保存法改正が令和4年1月1日から適用と差し
迫った中、法人会館202号室に事務所を構え、当会広報
誌で「実践!税務調査」を連載する牧野氏のご厚意により
セミナーを実施することができました。

多数の申込が予想されたため、現地受講に合わせオン
ライン配信も行いました。

「電子帳簿保存法とは」から始まり「電子取引にあたる
取引とは何か?」「改正にどう対応すればよいか」等を注意
点、実例を用いつつわかり易くご説明いただきました。

研修会は滞りなく終了し、現地受講者・オンライン
受講者共に「改正対応日も迫っている中でセミナー開催
していただきありがたかった」「認識違いしている点がわ
かった」「またセミナーを実施してほしい」等、好評でした。

新宿税務署副署長特別講演会

査察調査の現状

～令和2年度の概要など～

開催日時：令和3年11月29日(月) 16:00～17:00

会場：新宿法人会館 3階会議室

参加人数：24名

新宿税務署 副署長
藤崎 健一 氏

女性部会年末恒例の副署長特別講演会は、新宿税務署副署長・藤崎健一氏をお招きしご講演いただきました。

藤崎副署長はツルの渡来地として有名な鹿児島県出水市のご出身。昭和60年に東京国税局入局、税務署に勤務しながら平成4年3月青山学院大学(二部)経営学部をご卒業。国税庁、東京国税局の査察部で主に内偵調査を担当してこられました。“査察”といえば映画『マルサの女』(伊丹十三監督・1987年)が思い浮かびます。

まず情報収集、昼夜を問わずの張り込みや尾行など地道な調査を積み重ねた後、強制調査(ガサ入れ)・差押え・検察官への告発…と一連の流れをわかりやすく

お話いただきました。

金地金の輸出販売を装った消費税不正還付事案、無申告の脱税事案、グローバル化の進展で複雑・多様化する国際的脱税事案をイラスト



や写真で告発に至った経緯を見せてくださいました。脱税の手口はますます巧妙になっているようです。脱税事件が後を絶たないのは何故だろう。「納税は国民の三大義務の一つ」だと小学生や中学生のころ教わったはずなのに。

正しい申告納税者・正直者がばかを見る世の中であってはならないとの使命感をお持ちの副署長、柔和な笑顔で昔呼ばれていたニックネーム「麻呂(まろ)」や「研修生」の由来などもお茶目に語っていただきました。

今年度もコロナ禍で交流会は中止でしたが、副署長から貴重なお話をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

(文：副部会長・村松 裕子)

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

その1	東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
その2	従業員のための退職金を計画的に準備できます
その3	掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
その4	掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
その5	退職一時金は退職所得控除の対象になります
その6	ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
その7	簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



法人名	住所	事業内容	所属支部
株式会社 HTC	新宿3-35-5	不動産賃貸業・不動産管理業	東部・歌舞伎町支部
ディミー 株式会社	西新宿1-1-6	人事労務コンサルティング、バックオフィスアウトソーシング	西新宿第1支部
株式会社 ダンダダン	西新宿1-19-8	飲食事業	西新宿第1支部
株式会社 かんぽ生命保険 東京新都心法人支店	西新宿1-26-2	生命保険業	西新宿第1支部
東京都職員共済組合	西新宿2-8-1		西新宿第1支部
インスパイア 株式会社	西新宿3-2-9	業務請負業、興信所事業	西新宿第2支部
UraBanashi 株式会社	西新宿3-2-9	建設業特化型コンサルティング業	西新宿第2支部
パンピデザイン ワークス	西新宿3-10-4		西新宿第2支部
CHIDA BEAGLE SOLUTIONS 合同会社	西新宿4-13-10	IT、ネットワーク、データサイエンス、データ分析	西新宿第2支部
株式会社 トータルリフォーム雅	西新宿4-29-4	建設業	西新宿第2支部
公益社団法人 東京都看護協会	西新宿4-2-19	職能団体	西新宿第3支部
デージー 合同会社	西新宿5-15-6	葬儀関係の配膳、法事等の仕事手配	西新宿第3支部
株式会社 インサーブ	西新宿5-24-15	システム開発業	西新宿第3支部
株式会社 Revolution Plus	西新宿7-1-7	WEB制作、SEO対策	西新宿第4支部
株式会社 マルチメディアプリントショップ	西新宿7-19-7	印刷業	西新宿第5支部
OFFICE EXIA	北新宿1-12-8	芸能事務所	北新宿支部
世界サービス 株式会社	北新宿3-10-25	ビルクリーニング・メンテナンス	北新宿支部
赤谷電気工業 株式会社	大久保1-2-1	発電、不動産	大久保支部
インテンショナルライフ 合同会社	大久保3-8-1	コンサルティング事業	大久保支部
有限会社 志賀電機	高田馬場1-28-18	電気工事業	高田馬場東支部
株式会社 ミズキ	高田馬場2-6-10	化粧品の販売、海外への荷物の発送、古物商	高田馬場東支部
株式会社 アサセハウジング	高田馬場2-14-27	不動産業	高田馬場東支部
株式会社 Leaf vein	高田馬場3-12-6	雑貨の卸売・小売と企画サービス	高田馬場西支部
レックスジャパン 株式会社	高田馬場4-13-13	卸売業	高田馬場西支部
株式会社 ウルテック	中落合2-11-4	不動産	落合第1支部
合同会社 Dollars10	西落合1-29-23	行政書士	落合第2支部
倉田 知恵子	戸山2-6		落合第3支部
佐川急便 株式会社 城西営業所	江東区新砂1-12-14		地区外
合同会社 SAMURAI	川崎市幸区北加瀬2-17-2	建築	地区外



印紙税の仕組みや税務調査の 行われ方、日頃文書を作成するに あたって注意すべき事項は何か

事業活動を行っていく過程において文書を作成する場合には、印紙税について常に意識して対応する必要がある。文書作成者の印紙税に関する知識不足などによって、税務調査の際に印紙税の不納付を指摘されるケースも散見されるため、本冊子をお役立てください。

- 印紙税とは
- 何号文書となるかの判定ルール
- 印紙税が課税される契約書とは
- 印紙税の税務調査とは
- 税務調査時の指摘パターン
- 実際に調査で問題となったケースの原因と対策
- 印紙税額一覧表（簡易版）
- 誤って収入印紙を添付してしまった場合

法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話（平日午前9時～午後5時）にてお申込ください。

- (1) 申込者名（法人の場合は、会社名とご担当者名）
- (2) 連絡先 TEL・FAX
- (3) 小冊子郵送先住所
- (4) 希望の小冊子名及び必要部数
※1 タイトルにつき2冊まで
以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様



その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834
TEL 03 (3371) 3821
info@shinjuku-hojinkai.or.jp



税務署から源泉調査の予告 （事前通知）があった場合に求められる 対応やチェックポイントをまとめた

源泉所得税の税務調査は、赤字会社の増加が予測される中でも、企業の業績にかかわらず行われると考えられます。税務署から源泉調査の予告があった場合に求められる対応や押さえておきたいポイントなどをコンパクトにまとめています。解説に使用しているリストなどは実際に最近の税務調査で使用されたものです。



- 源泉調査の基礎知識
- 調査官が行う事前準備
- 個別調査項目と留意点

3月

時 間	名 称：内 容	会 場	オンライン配信
15日(火) 23日(水)	決算法人説明会 (両日とも同一内容) 講師：庄内 千二 税理士(15日担当)、寺田 佳正 税理士(23日担当)、 新宿税務署担当官(両日)	法人会館3階	○
17日(木)	インボイス説明会 講師：新宿税務署担当官	//	○
18日(金)	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—
23日(水)	新友会税務研修会 (資本金1億円以上の法人及び東京国税局調査部所管法人対象) 講師：東京国税局担当官	B I Z新宿	—

4月

4月	時 間	名称：内容	会 場	オンライン配信
12日(火)	13:30～15:30	やさしい源泉所得税講座 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	○
13日(水)	13:30～16:50	決算法人説明会 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	//	○
14日(木) ～27日(水)	期間中、 24時間視聴可能	〈会員限定〉はじめての簿記 講師：松本 勝 税理士	—	○
19日(火)	13:30～16:00	やさしい消費税講座 講師：東京税理士会新宿支部税理士	法人会館3階	○
21日(木)	13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—

BOOK REVIEW

紀伊國屋書店
ブックソムリエが選ぶ

おすすめ本



現役航空整備士が書いた かなりマニアックな 飛行機豆知識

出版社：日本航空技術協会
著者：中村惣一、日本航空技術協会

内容の説明はタイトル通りというべきか。書者が地方の空港に赴任していた時、搭乗する乗客に対して航空機の仕組みや機能を解説したパンフレットを配布。好評だった事で日本航空協会より賞を受け、その後パンフの内容を雑誌『航空技術』に連載。今回、章や資料を加えて単行本化されたのがこの1冊。

航空機メカニズムの本は数多くあれど、ワクワク感を持って欲しいと詳細な仕組みを平易な記述と手書きイラスト、多数の写真で解説。エンジン、操縦はもちろん、イヤホンから聞こえる音の仕組み、機内トイレの污水处理などなど、飛行機まるごとがほぼ全編手書き文字で書かれており、どのページ開いてもやさしい文体で楽しめる。優しさに溢れたマニアックにぜひ触れて欲しい1冊。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

珈琲たいむ



皆さん、最近一年が早く感じませんか？それも年々…。ネットで検索したらその疑問に答えがありました。「ジャンネの法則」というものです。ジャンネは19世紀のフランスの哲学者で「主観的に記憶される年月の長さは年少者にはより長く、年長者にはより短く感じられる」という現象を心理学的に説明したものです。

人は経験したことがないことをやっているときは、それが強く意識に残り時間が長く感じます。反対に、慣れてしまうと時間の長さが気にならなくなり、あっという間に時間が過ぎたように感じます。

子供のころは初めて体験することばかりで、毎日が新鮮で新しい出会いや発見があります。しかし、大人になるにしたがって新しい経験をする機会が失われます。大人になると時間があっという間に過ぎ去ってしまったと感じるのは日々の生活に新鮮味がなくなるという考え方もあるようです。

人生は時間が過ぎるのが早い。悩んだらやりたい事なんてあっという間に出来なくなってしまう。間に合うとしたらそれは「今」しかない。後悔する暇があるほど人生は長くない。60の手習いという言葉があるように、少しでも一年を長く感じられるように今から新しいことを始めてみませんか？ (ゴルフ好き老人)



2022年3月1日発行

〔発行所〕公益社団法人 **新宿法人会**

東京都新宿区北新宿 1-19-19

TEL 03-3371-3821(代)

FAX 03-3371-3834

<https://shiniuku-hojinkai.or.jp>

〔発行人〕 会長 高野 吉太郎

〔編 集〕 広報委員長 稲葉 和久

〔デザイン・印刷〕

有限会社 J-ART

イベント予定

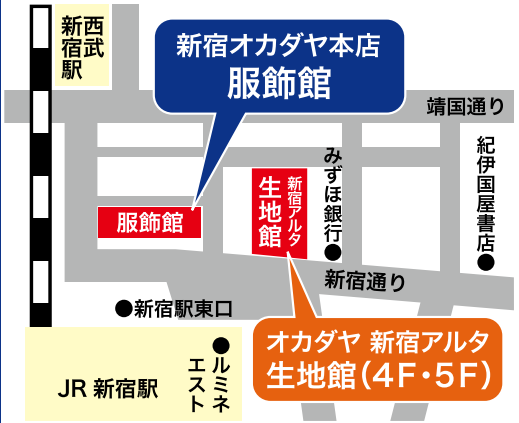


手作りの素 あれ、これ、それが500,000点。

生地・手芸材料専門店

okadaya

SHINJUKU



新宿オカダヤ本店 新宿区新宿3-23-17 tel. 03-3352-5411 (大代表)



新宿法人会会員の皆様へ

即日診断 日・祝受診可

リニューアルオープンのご案内

2021年4月 新宿住友ビル 6階から3階へ

- ① 内視鏡検査室を増設
- ② MRI・CTの最新機種を導入
- ③ スマートなメディカル・ナビゲーションを導入

検査コース	特別料金	一般料金
一日コース	40,000円	47,619円
一泊コース	65,000円	70,000円
脳ドック	47,000円	50,000円
成人病健診	22,857円	24,762円
法定健診	11,429円	12,381円
入社健診	11,429円	12,381円

※画像はすべて完成イメージ図です。

各種オプション検査をより一層充実します。併せてご利用くださいませ。(消費税別)

お申し込み・お問い合わせ
●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定
〒163-0203 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル3階(都庁隣り)

医療法人社団・成山会 **楠樹記念クリニック**
NANJUKINEN CLINIC
Tel:03-3344-6666 Fax:03-3348-0126
<https://www.nanju.or.jp>

